

部活動規約

部活動担当

第1章 全般について

1. 活動目的

部活動は生徒個人の心身の発達をはかると共に、その技術の向上をはかり、集団生活を営む上で必要な態度を養うために、生徒会活動の一環として行うものとする。

2. 入部・退部について

(1) 部活動の加入については、希望制とする。

(2) 入部は1人、1つの部のみとする。

(3) 1年生の入部については下記のように定める。

○ 1年生については、仮入部期間を経て、様式1『入部届』を、担任・顧問に期間内に提出し、部結成を経て本入部となる。

○ 仮入部期間については下記のように定める

■ 希望する部活の活動場所において、仮入部をする。

■ 期間中の土日、祝日、朝練への参加はしない。

■ 仮入部の日は安全上、顧問が必ずつける日のみとする。生徒のみでの活動は行わない。

■ 服装について、部活の活動に応じて、体育着・ジャージ、又は制服とする。

(4) 2・3年生の手続きについては、年度当初に、様式3『継続届』を担任・顧問に期間内に提出し、部結成を経て本入部となる。

(5) 退部・転部については下記のように定める。

生徒個々の理由によりやむを得ず退部に至るような場合、保護者の承諾だけでなく、所属している部活動顧問及び担任と面談等を重ねた上、慎重に進める。決定したら、様式2『退部届』を担任に提出する。

また転部についても同様で、担任を中心に当該生徒及び保護者の意向を汲み取りながら、転部を希望する部活動顧問と調整を図り、必要に応じて、当該生徒に対し仮入部期間を設けるなど様子を見る。

退部届、入部届をそれぞれ担任、顧問に提出する。

3. 設置部活動について

(1) 部はその性質により、運動部と文化部に分ける。

(2) 部活動は、下記の通り運動部14、文化部6の計20とする。

運動部【14】		
野球部	サッカー部	男子バスケットボール部
女子バスケットボール部	男子バレーボール部	女子バレーボール部
女子バドミントン部	男子ソフトテニス部	女子ソフトテニス部
剣道部	男子卓球部	女子卓球部
陸上競技部		
文化部【6】		
文芸部	美術部	吹奏楽部
家庭科部	科学部	生物育成研究部
生活部		

※生活部は特別支援学級の生徒のみ、入部することができる。

(3) 各部活動では部長・副部長をそれぞれ選出する。

4. 部活動の新設について

(1) 新設を希望する場合には、同好会として半年間活動後、部活昇格願を部活動担当者に提出しなければならない。

部活動担当で協議され、職員会議において全職員の賛成が得られた後、生徒会に提案される。全生徒の承認を得て、部としての活動が認められる。

(2) 部活動の新設にあたっては、上記4. 部活動の設立条件を踏まえつつ、以下の点にも留意する。

- 練習場所・用具等で今までの部に迷惑の生じないもの。
- 長い期間継続して活動でき、本校の伝統となりうるもの。

第2章 活動について

1. 活動規則について

部活動で儲ける規則については、校則に準じたものであること。

2. 活動計画について

各部活動の顧問は、戸田市部活動方針を参考にし、部活動の目標、休養日や活動時間、大会等への参加について計画的に設定し、生徒や保護者に周知しなければならない。

3. 活動時間について

(1) 平日の活動については以下のように設定する。

- 戸田市部活動方針で1週間の活動時間が16時間と定められている。
- 基本、平日の活動時間は2時間とする。
- 完全下校時刻<校門を完全に出る時刻>は下記の通りである。

3月～春季休業終了	新学期開始～新人戦	新人戦翌日～2月
18:00	18:30	17:30

※1年生の仮入部期間中の完全下校時間は 17:00とする。

- 新人戦後の完全下校時間については、運動部と文化部の活動状況に応じて以下のように設定する

【運動部】原則的に新人戦終了の翌日より17:30完全下校とする。

ただし競技によって、団体戦は敗退したが個人戦は勝ち抜いた場合など、個人戦を勝ち抜いた生徒については17:30完全下校とする。

【文化部】新人戦二市大会集中日1日目の前日から17:30完全下校とする。

ただし、各種コンクールおよび学校行事に向けての活動が優先されるような場合、この限りではない。校長または教頭に活動延長の許可を得ること。

(2) 休日の活動については以下のように設定する。

- 休日の活動時間は3時間程度とする。
- 休日の活動と平日の活動の合計時間が週16時間を越えない範囲で行う。
- 休日の部活動の完全下校時刻については、上記に準ずる。

4. 休養日の設定について

(1) 平日のうち少なくとも1日以上 及び 休日のうち少なくとも1日以上を休養日として設定する。

(2) 定期テスト前1週間（テストが2日間の場合は1日目から数える）から、定期テスト当日（テストが2日間の場合は2日目）までは、部活動禁止期間とする。

(3) 長期休業中の活動について、学校閉庁日は部活動禁止期間とする。

5. 大会等の前1ヶ月の間における2週間の例外について以下のような例外を校長の承認により認めることができる。

- (1) 上記の『3. 活動時間について』、活動時間を延長することができる。ただし、戸田市部活動方針に準ずる。
- (2) 上記の『4. 休養日の設定について』、例外を校長の承認により認めることができる。しかし大会後にまとまった休養日を設定する等、生徒及び教員が十分な休養をとれるよう配慮することとする。
- (3) (1), (2)の例外が認められる大会やコンクール等については、中体連や中体連相当の文科系の各連盟が主催する大会等及びそれらに相当するものとして校長が認めるものに限る、年間2つまでとする。

6. 3年生の部活動について

(1) 3年生の部活動の引退については下記のように定める。

【運動部活動生徒の引退】

学校総合体育大会終了後とする。ただし、その他各種大会（協会主催の大会等）への参加の予定がある場合には、その大会終了後まで参加を認める。

【文化部活動生徒の引退】

夏季に行われる県吹奏楽連盟主催の大会終了後とする。ただし、その他各種コンクール等への参加の予定がある場合は、その終了後まで参加を認める。

- (2) 部活動引退後の3年生の部活動への参加については、公立高校入試2日目面接・実技試験が終了する日までは、部活動への参加は認めない。公立高校入試が終了した翌日以降、部活動への参加希望のある生徒は以下の事を守ること。
 - 参加前日までには、顧問の許可を得ること。
 - 部活動に参加する際は、原則的に後輩と同じ時間、練習内容等に取り組むこと。
 - 学校の規則を守ること。（服装面・自転車使用禁止・不要物の持ち込み禁止）
 - 後輩の参加する大会やコンクール等の応援については認めない。

7. その他

- (1) 部活動で使用・購入する服装については、顧問の裁量とする。
- (2) 部活動の時間は、活動場所にカバン等荷物を必ず持っていき、そのまま下校する。終了後教室には戻らない。
- (3) 活動の最後には、使用した場所の消灯・戸締りを確認する。
- (4) 各学期末の給食のない日に弁当を持参させるか、再登校にするかは顧問の裁量とする。弁当を食べる場所については、原則顧問の教室とする。また終業式の日に関しては、通知表を持っている点から必ず再登校とする。

第3章 その他

1. 部活動の位置付けや目標を踏まえ、教員等による行き過ぎた指導，年齢や目標の異なる生徒間のトラブルを防止し，適切な健康管理と安全管理により事故を防止すること。
2. 外部指導者の招聘については、各部活動の実情により、顧問と校長が慎重に協議し、進めること。
3. 事故発生時の対応について
万が一、部活動中、事故が発生した際は学校管理下、学校管理下外を問わず管理職に報告すること。
また、校外で活動する場合は、様式6『引率届』を管理職へ必ず事前に提出しておくこと。

【事故速報について】（戸教政策67号／平成28年4月8日付）

- ア 警察、病院、消防署等が関与した場合
- イ 当該事故により医師の治療を受けた場合
※骨折、縫合、手術、入院等（軽傷は除くが、救急車利用の際は必ず報告する。）
- ウ いじめと判断する事案が発生した場合
- エ 報道機関への対応が必要と思われる場合
- オ 当事者間でトラブルに発展する可能性がある場合
※怪我、窃盗、盗難、生命への危機等
- カ 他校生や卒業生等の関与がある場合
- キ その他、報告が必要と校長が判断した場合